

浜中町 令和8年4月～開始



こども誰でも 通園制度



浜中町では、保育所に通っていないお子さんの育ちを応援し、保護者の様々な働き方やライフスタイルに対応した支援を強化するため、こども誰でも通園制度を実施します。

1. こども誰でも通園制度って？

- ◆保護者の就労状況に関係なく、保育所にお子さんを預けることができる制度です。
- ◆保育所の保育士に子育てに関する相談をすることもできます。
- ◆お子さんは、家庭と違う環境で同世代の子どもとの関わりを経験できます。

2. どんな人が利用できるの？

- 次の3点のすべてを満たすお子さんが利用できます。
- ①浜中町民であること。
 - ②0歳6ヶ月～2歳であること。
(3歳の誕生日の前々日まで)
 - ③現在保育所等に在籍していないこと。

3. 利用時間や料金、場所は？

- ◆お子さん1人につき、月10時間まで利用できます(1回2.5時間、ひと月4回程度)。「朝8:30～11:00給食なし」または「朝9:00～11:30給食あり」のどちらかを選択し、毎週や隔週に通園します。
- ◆利用料金は、お子さん1人につき、
1時間300円です(2.5時間で750円)。
その他実費負担がかかる場合があります。
非課税世帯には利用料の減免があります。
- ◆利用可能な保育所は、霧多布保育所または茶内保育所です。



お問合せ先

浜中町立保育所 保育業務係 ☎0153-62-2629(直通)

〒088-1553 浜中町霧多布西3条1丁目4番地 霧多布保育所内

町木-ム-ジはコチラ



利用方法(利用の流れ)

◆利用申請

①利用認定の申請を行います。

申請書は、霧多布保育所または茶内保育所へ提出してください。(持参・郵送どちらも可)

②浜中町から「利用認定証」がご自宅へ届きます。

※認定証は利用資格を満たすことの証明となります。実際の利用を確約するものではありません。実際の利用可否は、面談により決定されます。

◆事前面談

③利用希望施設(霧多布保育所または茶内保育所)へ直接電話し、事前面談の予約をします。

④面談を受けます。

※面談の結果、様々な理由で施設で受け入れが難しいと判断された場合は、利用できない場合がありますのでご了承ください。

※保育所の利用定員の範囲内で受け入れるため、利用定員に達した場合等には、本制度の受け入れは制限されます。

◆利用申込・利用

⑤利用希望日を予約し、利用開始です。

◆利用料の支払い

⑥利用終了後、利用料を浜中町が指定する方法で支払います。

2回目以降に利用する場合は、⑤～⑥の繰り返しになります。

～こども誰でも通園制度を利用する、お子さんのスケジュールについて～

例1	8:30	登所 自由遊び
	9:40	トイレ・手洗い
	10:00	朝の会、保育計画に沿った活動※
	10:50	帰りの支度(11:00降所)

例2	9:00	登所 自由遊び
	9:40	トイレ・手洗い
	10:00	朝の会、保育計画に沿った活動※
	11:00	給食
	11:30	降所

※行事レクリエーション(七夕祭りやクリスマス会等)を行うこともあります。



本制度と「一時預かり保育事業」との違いは、以下のとおりです。

●一時預かり保育事業

保護者の就労や通院、介護や看護など理由があるときに、こどもを保育所で一時的に「預かる」事業です。

●こども誰でも通園制度

保護者が利用する理由を問わず、こどもに成長発達の機会を与えるため保育所に定期的に「通園させる」事業です。



こども誰でも通園制度